

# 運 営 規 程

社会福祉法人 福井康久会

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設「レインボー二の宮」

# ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設「レインボー二の宮」 運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (目 的)

第1条 社会福祉法人 福井康久会（以下「法人」という。）が開設するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設「レインボー二の宮」（以下「施設」という。）が行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理者や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適切な施設サービスを提供することを目的とする。

### (施設の目的及び運営方針)

- 第2条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、地域密着型施設サービス計画（以下「施設サービス計画」という。）に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目的とする。
- 2 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、福井市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
  - 3 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

### (施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 レインボー二の宮
- 二 所在地 福井市二の宮2丁目8番21号

## 第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する従業者（併設する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所「レインボー二の宮」の従業者を含む。）の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 一 管 理 者 1人（常勤）  
施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業者にこの規程を遵守させるための必要な指揮命令を行う。
- 二 医 師 1人以上（非常勤）  
入居者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- 三 生 活 相 談 員 1人以上（常勤）  
入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

- 四 介護職員 常勤換算方法で入居者3名に対し1名以上、うち1人以上は常勤とする。  
入居者の日常生活の状況等の把握に努め施設サービス計画に基づき必要な介護業務を行う。
- 五 看護職員 2人（常勤換算）以上、うち1人以上は常勤とする。  
入居者の病状、心身の状況等の把握に努め施設サービス計画に基づき必要な看護業務を行う。
- 六 管理栄養士 または 栄養士 1人以上（常勤）  
施設サービス計画及び栄養ケア計画に基づき入居者の病状、心身の状況等の把握に努め食事の献立作成、栄養計算、入居者に対する栄養指導等を行う。
- 七 介護支援専門員 1人（常勤）以上  
入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱えている問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるようにするための施設サービス計画の作成等を行う。
- 八 機能訓練指導員 1人  
入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う
- 九 事務職員 必要数  
必要な事務を行う。
- 2 前項に規定するもののほかに必要に応じて、その他の職員を置くことができる。
- 3 従業者は、介護保険法（以下「法」という。）に定める人員に関するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設及び併設する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所としての指定要件を満たす範囲内で、施設及び事業所の複数の職務を兼務又は従事することができる。

### 第3章 入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員

#### （入居者の定員）

第5条 施設の入居者の定員は、29人とする。

#### （ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第6条 施設のユニット数は、3ユニットとする。

2 施設の各ユニットの名称及び定員は、次のとおりとする。

階数	ユニットの名称	定員
1階	「けやき（樺）」	10名
2階	「あんず（杏）」	10名
〃	「かえで（楓）」	9名

#### （定員の遵守）

第7条 災害、虐待その他のやむを得ない事情を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

### 第4章 入居者に対する施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

#### （内容及び手続きの説明及び同意）

第8条 施設サービスの提供に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業

者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理体制を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、提供開始について文書による入居申込者の同意を得る。

#### (提供拒否の禁止)

第9条 居室が空いていない場合、入居の必要がない場合等、正当な理由なく施設サービスの提供を拒否しない。

#### (施設サービス提供困難時の対応)

第10条 入居申込者が入院治療を必要とする場合、自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

#### (受給資格等の確認)

第11条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、入居申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

- 2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、当該認定審査会に配慮して、施設サービスの提供に努める。

#### (要介護認定の申請に係る援助)

第12条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 要介護認定の更新の申請が遅くとも要介護認定の有効期間の満了日 30 日前には行われるよう必要な援助を行う。

#### (入 退 居)

第13条 身体上又は精神上著しい障害があるために常時、介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。
- 3 入居申込者の優先順位を定める手続きは、別に定める「入居取扱い規程」に基づき、契約の締結に至る過程の透明性・公平性を確保する。
- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者等に照会することにより、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況の把握に努める。
- 5 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができるかどうかについて生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で定期的に検討する。
- 6 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居室において日常生活を営むことができると認められた場合には、入居者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のための必要な援助を行う。
- 7 入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

### (入退居の記録の記載)

第14条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、入居者の被保険者証に記載する。

- 2 施設は、施設サービスを提供した際には、提供した具体的サービス内容等を記録しなければならない。

### (施設サービスの取扱方針)

第15条 施設サービスは、入居者がその有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

- 2 施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活が営むことができるよう配慮して行う。
- 3 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。
- 4 施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。
- 5 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように必要事項を記載した書面を交付して説明を行う。
- 6 自ら提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

### (施設サービス計画の作成)

第16条 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動サービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置づけるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。  
なお、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、意見に配慮した原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。

- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施の状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連携を継続的にを行い、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
  - 一 定期的に入居者に面接すること
  - 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合において、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的見地からの意見を求める。
  - 一 入居者が法 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合
  - 二 入居者が法 29 条第 1 項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合
- 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

## （介 護）

第17条 施設で行う指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 地域密着型施設サービス計画の作成
- 2 入浴

入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供とする。

- 3 排泄

入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。  
おむつを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える

- 4 離床、着替え、整容等の日常生活上の世話

入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

- 5 機能訓練

入居者に対し、心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う

- 6 健康管理

医師又は看護職員は、常に入居者の健康状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採る。

- 7 相談、援助

常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに必要な助言及び援助を行う。

- 8 栄養管理

入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行う。

## 9 口腔衛生の管理

入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

### (食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに入居者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、次の時間に提供する。

朝食	7時30分～
昼食	12時00分～
おやつ	15時00分～
夕食	17時30分～

- 2 入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。
- 3 入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。
- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

### (社会生活上の便宜の供与等)

第19条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援する。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行うことが困難な場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会の確保に努める。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

### (入居者の入院期間中の取扱い)

第20条 入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入所できるようにする。

### (利用料等の受領)

第21条 法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「地域密着型介護サービス費用基準額」という。）の合計額から施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と地域密着型介護サービス費用基準額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受ける。

#### 一 食事の提供に要する費用

入居者に提供する食事の材料費及び調理費相当額に係る費用。

但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている入居者については、当該認定証に記載され

た一日あたりの食費の金額（厚生労働大臣の定める負担限度額。）とする。

【利用料金は別紙の通りとする】

## 二 居住に要する費用

入居者が施設及び設備を利用し又は居住するために提供する室料（建物設備等の減価償却費等）及び光熱水費相当額に係る費用。

但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている入居者については、その認定証に記載された一日あたりの居住費の金額（厚生労働大臣の定める負担限度額。）とする。

【利用料金は別紙の通りとする】

## 三 特別な食事の提供に要する費用

入居者の希望に基づいて、通常の食事に要する費用の額では提供が困難な高価な材料を使用し、特別な調理により、施設によって提供する特別な食事に係る費用。

【利用料金：特別な食事を提供することに要した費用の実費相当額。】

## 四 理美容サービス

入居者の希望によって、美容師又は理容師の出張によるサービスを受けた場合に係る費用。

【利用料金：各種実費相当額】

## 五 洗濯サービス

入居者の希望によって、個別にクリーニング店等に取り次ぐ場合に係る費用。

但し、施設に設置する洗濯機等で洗濯できる衣類等に係る費用は徴収しない。

【利用料金：各種実費相当額】

## 六 レクリエーション、クラブ活動費用

入居者の希望によって、レクリエーション及びクラブ活動等に要する材料費等に係る費用。

但し、全ての入居者に一律に提供されるレクリエーション及びクラブ活動等に係る費用は徴収しない。

【利用料金：材料費等の実費相当額】

## 七 日用品費

入居者の希望によって、身の回り品及び日常生活品に必要なものを施設が提供した場合に係る費用。

但し、全ての入居者に一律に提供される日常生活品等に係る費用は徴収しない。

【費用：各種実費相当額】

- 4 前項各号の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行うとともに、入居者に文書により同意を得る。

なお、介護保険法令等関係諸法令の改正及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由により前項各号の費用に係る利用料金を変更する場合においても、その内容及び費用を記した文書を事前に交付して説明を行うとともに、入居者に文書により同意を得なければならない。

### （保険給付の請求のための証明書の交付）

第22条 法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要事項を記載したサービス提供証明書を交付する。

## 第五章 施設の利用に当たっての留意事項

### (日課の励行)

第23条 入居者は、管理者や医師、生活相談員、介護職員、看護職員及び機能訓練指導員などの指導による日課を励行し、施設内の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

### (外出及び外泊)

第24条 入居者が、外出及び外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出なければならない。

### (健康保持)

第25条 入居者は、健康に留意するとともに、施設で行う健康診査等には特別な理由がない限り受診しなければならない。

### (衛生保持)

第26条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければならない。

### (禁止行為)

第27条 入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 二 けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 四 指定した場所以外で火気を用いること。
- 五 故意に施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

## 第六章 緊急時等における対応方法および非常災害対策

### (非常災害対策)

第28条 施設の非常災害対策については、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき行う。また、消防法第8条に規定する防火管理者を置き、次のとおり万全を期す。

- 一 防火管理者に施設長を充て、火元責任者には各担当職員を充てる。
- 二 自主検査は、火災・危険の排除を主眼とした簡易な検査を始業時、終業時に行う。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検にあつては防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害用設備は、常に有効に保持するよう努めるとともに法令に定められた基準に適合するよう努める。
- 五 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊の編成により、任務の遂行に当たる。また、地域住民及びボランティア組織等とも日常の連携を密にし、緊急時の応援、協力体制を確保する。
- 六 防火管理者は、次のとおり従業者に対して防火教育及び消防訓練を実施する。
  - (1) 年2回以上の防火教育及び消火、通報、避難のための基本訓練

(2) 年2回以上の利用者を含めた総合訓練

(3) 随時、非常災害用の設備の使用方法の徹底

七 その他必要な災害防止対策等に関しては、別に「防火管理規程」を定める。

(1) 介護老人福祉施設の従業者は、施設サービスの提供中に入居者の体調や容体の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は第36条に定める協力医療機関に連絡するなどの必要な措置を講ずるものとする。

## 第七章 その他施設の運営に関する重要事項

### (入居者に関する福井市への通知)

第29条 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を福井市に通知する。

- 一 正当な理由なしに施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 二 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

### (計画担当介護支援専門員の責務)

第30条 計画担当介護支援専門員は、第16条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況を把握すること。
  - 二 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
  - 三 その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うこと。
  - 四 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
  - 五 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
  - 六 苦情の内容等について記録すること。
  - 七 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- 2 前項第5号から第7号における「記録すること。」とは、「記録し、又は記録の状況及び内容を確認し、その保全を図ること。」をいう。

### (勤務体制の確保等)

第31条 入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を別に定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、次の各号に定める職員配置を行う。
  - 一 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置する。
  - 二 夜間及び深夜については、3ユニットに2人の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

三 ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

3 施設の従業者によって施設サービスを提供する。

但し、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

4 従業者に対し、資質向上のために次のとおり研修の機会を確保する。

施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する

一 採用時研修（採用後1ヶ月以内）

二 継続研修等

### （衛生管理等）

#### 第32条

施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

4) 前3号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

### （協力病院等）

第33条 施設は入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

2 施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入居者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。

4 施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。

5 施設は、入居者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入居者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。

当施設の協力医療機関は次の通りとする。

- 一 名称 医療法人 穂仁会 大滝病院
  - 二 所在地 福井市日光1丁目2-1
- 2 入居者のための協力歯科医療機関は次のとおりとする。
- 一 名称 コンドー歯科
  - 二 所在地 福井市開発4丁目306
- 3 入居者の健康管理、療養上の指導を担う嘱託医は以下との契約に基づき派遣を受けることとする。
- 一 名称 医療法人 穂仁会 大滝病院
  - 二 所在地 福井市日光1丁目2-1

#### (掲 示)

第34条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、協力歯科医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

#### (秘密保持等)

- 第35条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。
- 2 当施設の従業者であった者は、施設を退職した後においても、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密等を他に漏らし、又は盗用してはならない。
  - 3 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得る。

#### (広 告)

第36条 施設の広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大な広告はしない。

#### (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

- 第37条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益供与をしない。
- 2 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益收受をしない。

#### (苦情処理)

- 第38条 施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を次のとおり設置する。
- 一 苦情受付窓口 施設 1階 事務所
  - 二 苦情受付担当者 生活相談員
  - 三 苦情解決責任者 施設長、管理者
- 2 苦情を受け付けた場合には、苦情受付担当者が当該苦情等の内容を記録する。
  - 3 施設サービスに関し、法第23条の規定による福井市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は福井市職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して福井市が行う調査に協力するとともに、福井市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
  - 4 施設は、福井市からの求めがあった場合には、前項の改善内容を報告する。

- 5 施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。
- 7 苦情処理に関する具体的な対応方法等については、別に「苦情処理の実施規程」を定める。

#### (地域との連携等)

- 第 39 条 施設サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、福井市職員又は施設が所在する区域を管轄する法第 115 条の 45 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、施設サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、概ね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
- 2 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。
  - 3 施設の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。
  - 4 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、福井市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の福井市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

#### (事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第 40 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。
- 一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
  - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
  - 三 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う
  - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
  - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。
  - 4 施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

#### (身体拘束等の禁止)

- 第 41 条 施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。
- 2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
    - 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
    - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (虐待防止に関する事項)

第 42 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - 二 虐待防止のための指針の整備
  - 三 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - 四 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (緊急時等における対応方法)

第 43 条 施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

- 2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

#### (業務継続計画の策定等)

第 44 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする

#### (入居者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第 45 条 施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するものとする。

#### (職場におけるハラスメントの防止)

第 46 条 施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする

(会計の区分)

第 47 条 施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第 48 条 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。
  - 一 施設サービス計画
  - 二 提供した具体的な施設サービスの内容等の記録
  - 三 身体的拘束等の様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - 四 福井市への通知に関する記録
  - 五 苦情の内容等の記録
  - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
  - 七 入居検討委員会の審議の内容の記録

(その他)

第 49 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、令和 2 年 2 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。